

訪問介護 利用料金表(1割負)

2024/6/1～
別紙 利用料金表

サービスの種類	基本サービス所要時間	1回あたりの基本利用料金	
身体介護	20分未満	163円	
	20分以上 30分未満	244円	
	30分以上1時間未満	387円	
	1時間以上	567円に 30分を増すごとに +82円	
生活援助	20分以上 45分未満	179円	
	45分以上	220円	
身体介護に引続き生活援助を行った場合	20分以上の生活援助	上記 身体介護の 基本利用料金に	+ 65円
	45分以上の生活援助		+130円
	70分以上の生活援助		+195円

【加算】

加算項目の種類	介護保険適用時の利用料金	
早朝(6:00～8:00)夜間 (18:00～22:00)	基本利用料金の25%割増	早朝、夜間の時間 にサービスを実施した場合
深夜加算(22:00～6:00)	基本利用料金の50%割増	深夜にサービスを実施した場合
緊急時訪問介護加算	100円/回(1か月に2回まで)	計画にサービス提供することになっていない身体介護を、利用者等より連絡要請を受けてから 24 時間以内に実施した場合
初回加算	200円/月	初回サービスと同月内にサービス提供責任者がサービスを実施した場合、又は他の訪問介護員に同行した場合、過去 2 ヶ月ご利用がなく再開した場合
介護職員処遇改善加算	基本利用料金及び各加算の合計の18.2%を加算	

【その他】

- ◆表示料金は、介護保険の1割負担分です。小数点以下は四捨五入となりますので、1か月の合計で計算した場合に多少の誤差が生じます。
- ◆要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過した分については、全額自己負担となります。

訪問介護 利用料金表(2割負)

2024/6/1～
別紙 利用料金表

サービスの種類	基本サービス所要時間	1回あたりの基本利用料金	
身体介護	20分未満	326円	
	20分以上 30分未満	488円	
	30分以上1時間未満	774円	
	1時間以上	1,134円に30分を増すごとに +164円	
生活援助	20分以上 45分未満	358円	
	45分以上	440円	
身体介護に引続き 生活援助を行った 場合	20分以上の生活援助	上記 身体介護の 基本利用料金に	+130円
	45分以上の生活援助		+260円
	70分以上の生活援助		+390円

【加算】

加算項目の種類	介護保険適用時の利用料金	
早朝(6:00～8:00)夜間(18:00～22:00)	基本利用料金の25%割増	早朝、夜間の時間にサービスを実施した場合
深夜加算(22:00～6:00)	基本利用料金の50%割増	深夜にサービスを実施した場合
緊急時訪問介護加算	200円/回(1か月に2回まで)	計画にサービス提供することになっていない身体介護を、利用者等より連絡要請を受けてから24時間以内に実施した場合
初回加算	400円/月	初回サービスと同月内にサービス提供責任者がサービスを実施した場合、又は他の訪問介護員に同行した場合、過去2ヵ月ご利用がなく再開した場合
介護職員処遇改善加算	基本利用料金及び各加算の合計の18.2%を加算	

【その他】

- ◆表示料金は、介護保険の1割負担分です。小数点以下は四捨五入となりますので、1か月の合計で計算した場合の多少の誤差が生じます。
- ◆要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過した分については、全額自己負担となります。

訪問介護 利用料金表(3割負)

2024/6/1～
別紙 利用料金表

サービスの種類	基本サービス所要時間	1回あたりの基本利用料金	
身体介護	20分未満	489円	
	20分以上 30分未満	732円	
	30分以上1時間未満	1,161円	
	1時間以上	1,701円に30分を増すごとに +246円	
生活援助	20分以上 45分未満	537円	
	45分以上	660円	
身体介護に引続き 生活援助を行った 場合	20分以上の生活援助	上記 身体介護の 基本利用料金に	+195円
	45分以上の生活援助		+390円
	70分以上の生活援助		+585円

【加算】

加算項目の種類	介護保険適用時の利用料金	
早朝(6:00～8:00)夜間(18:00～22:00)	基本利用料金の25%割増	早朝、夜間の時間にサービスを実施した場合
深夜加算(22:00～6:00)	基本利用料金の50%割増	深夜にサービスを実施した場合
緊急時訪問介護加算	300円/回(1か月に2回まで)	計画にサービス提供することになっていない身体介護を、利用者等より連絡要請を受けてから24時間以内に実施した場合
初回加算	600円/月	初回サービスと同月内にサービス提供責任者がサービスを実施した場合、又は他の訪問介護員に同行した場合、過去2ヵ月ご利用がなく再開した場合
介護職員処遇改善加算	基本利用料金及び各加算の合計の18.2%を加算	

【その他】

- ◆表示料金は、介護保険の1割負担分です。小数点以下は四捨五入となりますので、1か月の合計で計算した場合に多少の誤差が生じます。
- ◆要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過した分については、全額自己負担となります。